

三重県環境基本条例の主な改正点（案）

1 目的（第一章 第1条）

目的を定めた第1条に「自然との共生」について規定する。

環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、県民の福祉に貢献する、という条例の目的について規定しているところ、自然と人との共生を確保することを条例の目的に加える。

2 基本理念（第一章 第3条）

基本理念を定めた第3条に「自然との共生」、「低炭素社会」の実現及び「地球環境保全における地域の取組の重要性」について規定する。

（第1項）

環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと、を目的として行われなければならない旨規定しているところ、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、より良いものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならないよう改める。

（第2項）

環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、その他の環境の保全に関する行動、により持続的発展が可能な社会を築き上げることが目的として、全ての者の公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組により行われなければならない旨規定しているところ、温室効果ガスの排出抑制を環境の保全に関する行動に加える。

（第3項）

環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保する、ことを目的として全ての者の英知を集めて行われなければならない旨規定しているところ、について、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との触れ合いを保つこ

とにより自然と人との共生を確保することを目的として行わなければならないよう改める。

(第4項)

地球環境の保全は、わが国の経験と技術を生かして、国際的な協調の下、積極的に推進されなければならない旨規定しているところ、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての者の事業活動および日常生活において推進されなければならない旨を加える。

3 県と市町等との協働（第一章 第7条）

市町による県との協働、施策の策定及び実施を定めている第7条を、県と市町、事業者、県民又は民間団体との協働の規定に改める。

県は、市町に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求める旨規定しているところ、県は、市町、事業者、県民又は民間団体と協働して環境の保全に取り組むよう改める。

4 施策の策定等に係る基本方針（第二章 第8条）

環境の保全に関する施策の策定及び実施にあたり確保する事項を定めているところ、目的及び基本理念の改正にあわせて再整理する。

なお、追加する要素は次のとおり。

- (1) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の促進
- (2) 温室効果ガスの排出抑制
- (3) 自然と人との共生の確保

5 環境の保全に関する具体的な施策（第二章 第14条～第23条）

環境の保全に関する施策について、第14条～第23条の10か条を定めているところ、目的及び基本理念の改正にあわせて再整理する。

なお、再整理にあたっては、環境の保全に関し、実現すべき次の3つの社会について明示する。

- (1) 循環型社会づくりの推進
- (2) 低炭素社会づくりの推進
- (3) 自然共生社会づくりの推進